

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は契約候補者の企画提案内容に合わせ仕様書を修正のうえ、契約を締結する。

令和8年度パラスポーツ指導員養成講習会開催事業業務委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度パラスポーツ指導員養成講習会開催事業業務委託

2 業務の目的

パラスポーツ指導員を養成し、障害者のスポーツ参加を支援する環境を整備することで、パラスポーツの普及・拡大及び障害者への理解の促進と共生社会づくりを目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日

4 委託料の上限額

1,388,000円（税込み）

5 業務内容

本事業は、以下の（1）～（2）の業務で構成する。

（1）パラスポーツ指導員養成講習会開催事業

ア 実施内容

（公財）日本パラスポーツ協会公認の初級パラスポーツ指導員を養成する講習会（以下、講習会）を1回実施する。なお、講習会については、同協会公認のパラスポーツ指導員基準カリキュラム（公認初級パラスポーツ指導員養成講習会）を満たす内容とすること。

イ 実施日数

上記のカリキュラムを実施するのに十分な日数とすること。

ウ 定員

受講者の定員は50名程度とし、定員を満たすように広く開催の周知を図ること。

エ 対象者

令和8年4月1日現在で埼玉県に在住、在勤、在学の18歳以上（高校生は不可）の者のうち、以下の条件を満たす者を対象とすること。

（ア）パラスポーツ・レクリエーション振興に今後携わる意欲のある者

（イ）講習会の全日程に参加が可能な者

オ 受講者負担金の徴収

受講者から受講料を徴収することはできない。ただし、資料代については、受講者から実費負担として徴収できるものとする。

カ 受講者アンケート

講習終了後にアンケート調査を実施し、受講者の意見や講習の効果を把握すること。アンケートの内容は事前に県と調整のうえ、受託者が作成する。

キ 留意事項

- (ア) 講習内容や実施会場等は、県と事前協議を行った上で決定すること。
- (イ) 講習期間中の受講者を対象とした傷害保険に加入すること。

(2) その他の業務

- ア 事業の進捗状況の報告及び実施上の課題等について県との情報共有の場を適宜設けること
- イ 事業の企画及び運営計画に関すること
- ウ 会場及び設備等の借り上げに関すること
- エ 関係団体等との連絡調整に関すること
- オ 事業の準備業務に関すること（各種契約・支払業務を含む）
- カ 救護体制に関すること
- キ 記録等の作成に関すること
- ク 事業の情報発信に関すること
- ケ その他事業進行全般に関すること

7 実績報告

事業完了時に実施報告書を提出し、完了検査を受けること。合格と認められないときは、委託者の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者の負担とする。

8 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権や個人情報等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこととする。

9 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、双方協議により決めるものとする。
- (2) 委託先候補者選定後、企画提案の内容について、協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の契約を締結する。その際に、必要に応じて、特記仕様書を作成することとする。
- (3) 本業務の目的達成のために、必要と思われる企画、効果的と思われる企画があれば、予算の範囲内で業務内容とすること。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 本仕様書に定める事項のほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。